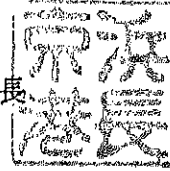


港長公示第 30-8 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を制限するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 30 年 7 月 5 日

京 浜 港 長



京浜港横浜区第 1 区みなとみらい 21 地区臨港パーク東方
海域における航泊の制限について（公示内容の変更）

平成 30 年 7 月 3 日港長公示第 30-7 号による船舶の航行及び停泊の制限を、下記のとおり変更する。

記

- 1 【変更前】港長公示第 30-7 号 1 項目
期間：平成 30 年 7 月 8 日（日）
1030 からトライアスロン練習会が終了し、安全が確認されるまでの間（1300 終了予定）

【変更後】港長公示第 30-7 号 1 項目
期間：平成 30 年 7 月 8 日（日）
0730 からトライアスロン練習会が終了し、安全が確認されるまでの間（1000 終了予定）
- 2 【変更前】港長公示第 30-7 号 3 項目 制限事項
 - (1) ディンギーヨットレース実施時
船舶は、上記期間（1）、区域（1）において航行及び停泊してはならない。
ただし、当該行事に参加する船舶、港長が許可した船舶を除く。
 - (2) トライアスロン練習会実施時
船舶は、上記期間（2）、区域（2）において航行及び停泊してはならない。
ただし、港長が許可した船舶を除く。
【変更後】港長公示第 30-7 号 3 項目 制限事項
 - (1) ディンギーヨットレース実施時
船舶は、上記期間（1）、区域（1）において航行及び停泊してはならない。
ただし、当該行事に参加する船舶、港長が許可した船舶及び海上保安庁巡視船艇を除く。
 - (2) トライアスロン練習会実施時

船舶は、上記期間（２）、区域（２）において航行及び停泊してはならない。

ただし、港長が許可した船舶及び海上保安庁巡視船艇を除く。